

## 育児・介護・私傷病休業に伴う「同僚支援手当制度」を導入 ～社員のライフイベントを支え合う職場づくりを推進～

沖縄セルラー電話株式会社は、社員が育児・介護・私傷病などの理由で長期休業を取得する際、その業務を引き継ぐ同僚社員への支援を目的とした「同僚支援手当制度」を、2025年12月よりトリアル運用し、2026年春から本格導入いたします。

本制度は、ライフイベントに直面する社員が安心して休業できる環境を整えるとともに、業務を引き継ぐ社員の負担を軽減し、職場全体の協働体制を強化することを目的としています。

当社では、2024年度において男性社員の1か月以上の育児休暇取得率が100%※<sub>1</sub>を達成しました。今後は、育児に限らず、介護や私傷病の治癒といった目的でも、社員が周囲に気兼ねなく休暇を取得できるよう支援を拡充し、誰もが仕事と生活を調和させながら、“ちむどんどん”する気持ちでキャリア構築に邁進できるウェルビーイングな職場環境の実現を目指してまいります。



### 【制度概要】

社員が育児・介護・私傷病などにより通算1か月以上の不在となる場合、その業務を引き継ぐ正社員および嘱託社員に対し、以下の手当を支給します。

- 非管理職の業務を引き継ぐ場合：月額 40,000円
- 管理職の業務を引き継ぐ場合：月額上限50,000円（下位等級社員に限る）

複数名で業務を分担する場合は、業務量に応じて手当額を按分します。

なお、正社員・嘱託社員・受出向者による代替要員が補充された場合は支給対象外となります。

※<sub>1</sub> 配偶者が出産した男性従業員のうち育児休暇を取得した従業員数の割合